

(新)

第一号様式 (第五条第一項関係)

年 月 日

千葉県知事 様

発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) 者
所 属
職氏名

勤務に関する発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) 届

このたび下記の発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) をしたので、千葉県職員の職務発明等に関する規則第5条第1項 (第25条第 項において準用する第5条第1項) の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

- 1 発明 (考案・創作した意匠・育成した品種) の名称
- 2 関係書類
 - (1) 発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) の内容を詳細に記載した書面
 - (2) 発明 (考案・意匠を創作・品種を育成) するに至った経緯を詳細に記載した書面
 - (3) 発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) 者意見書 (別記第3号様式)

注 発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) 者が2人以上あるときは、発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) 者全員の所属、職氏名を連記すること。

(旧)

第一号様式 (第五条第一項関係)

年 月 日

千葉県知事 様

発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) 者
所 属
職氏名

勤務に関する発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) 届

このたび下記の発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) をしたので、千葉県職員の職務発明等に関する規則第5条第1項 (第25条第 項において準用する第5条第1項) の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

- 1 発明 (考案・創作した意匠・育成した品種) の名称
- 2 関係書類
 - (1) 発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) の内容を詳細に記載した書面
 - (2) 発明 (考案・意匠を創作・品種を育成) するに至った経緯を詳細に記載した書面
 - (3) 発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) 者意見書 (別記第3号様式)

注 発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) 者が2人以上あるときは、発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) 者全員の所属、職氏名を連記すること。

第二号様式 (第五条第一項関係)

第二号様式 (第五条第一項関係)

年 月 日

年 月 日

千葉県知事 様

千葉県知事 様

所属長名

所属長名



所 属 長 意 見 書

所 属 長 意 見 書

下記の発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) について、千葉県職員の職務発明等に関する規則第5条第1項 (第25条第 項において準用する第5条第1項) の規定により提出します。

下記の発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) について、千葉県職員の職務発明等に関する規則第5条第1項 (第25条第 項において準用する第5条第1項) の規定により提出します。

記

記

- 1 発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) 者
 - 職名
 - 氏名
- 2 発明 (考案・創作した意匠・育成した品種) の名称
- 3 職務発明 (職務考案・職務意匠の創作・職務育成品種) の認定に関する意見
 - (1) 発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) の区分
 - ・職務発明 (職務考案・職務意匠の創作・職務育成品種)
 - ・職務発明 (職務考案・職務意匠の創作・職務育成品種) でない勤務に関する発明 (考案・意匠の創作・品種の育成)
 - ・勤務に関係しない発明 (考案・意匠の創作・品種の育成)
 - (2) 発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) の区分に関する理由
- 4 発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) の評価
- 5 その他
 - (1) 権利を千葉県で承継する必要 ある・ない
 - (2) 持分 (共有の場合にのみ記入)

- 1 発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) 者
 - 職名
 - 氏名
- 2 発明 (考案・創作した意匠・育成した品種) の名称
- 3 職務発明 (職務考案・職務意匠の創作・職務育成品種) の認定に関する意見
 - (1) 発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) の区分
 - ・職務発明 (職務考案・職務意匠の創作・職務育成品種)
 - ・職務発明 (職務考案・職務意匠の創作・職務育成品種) でない勤務に関する発明 (考案・意匠の創作・品種の育成)
 - ・勤務に関係しない発明 (考案・意匠の創作・品種の育成)
 - (2) 発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) の区分に関する理由
- 4 発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) の評価
- 5 その他
 - (1) 権利を千葉県で承継する必要 ある・ない
 - (2) 持分 (共有の場合にのみ記入)

注 発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) の評価は、県の行政施策への活用の可能性、企業の実施等の見通し、権利承継に関する意見、持分割合に関する意見等を総合評価して記入する。

注 発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) の評価は、県の行政施策への活用の可能性、企業の実施等の見通し、権利承継に関する意見、持分割合に関する意見等を総合評価して記入する。

(新)

第三号様式 (第五条第一項第三号関係)

年 月 日

千葉県知事 様

発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) 者
所 属
職氏名

発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) 者意見書

下記の発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) について、千葉県職員の職務発明等に関する規則第5条第1項 (第25条第 項において準用する第5条第1項) の規定により提出します。

記

- 1 発明 (考案・創作した意匠・育成した品種) の名称
- 2 発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) の区分に関する意見
・職務発明 (職務考案・職務意匠の創作・職務育成品種)
・職務発明 (職務考案・職務意匠の創作・職務育成品種) でない勤務に関する発明 (考案・意匠の創作・品種の育成)
- 3 権利の帰属に関する意見
- 4 持分に関する意見
- 5 発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) に至った経過

(旧)

第三号様式 (第五条第一項第三号関係)

年 月 日

千葉県知事 様

発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) 者
所 属
職氏名

発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) 者意見書

下記の発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) について、千葉県職員の職務発明等に関する規則第5条第1項 (第25条第 項において準用する第5条第1項) の規定により提出します。

記

- 1 発明 (考案・創作した意匠・育成した品種) の名称
- 2 発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) の区分に関する意見
・職務発明 (職務考案・職務意匠の創作・職務育成品種)
・職務発明 (職務考案・職務意匠の創作・職務育成品種) でない勤務に関する発明 (考案・意匠の創作・品種の育成)
- 3 権利の帰属に関する意見
- 4 持分に関する意見
- 5 発明 (考案・意匠の創作・品種の育成) に至った経過

(新)

第四号様式（第九条関係）

年 月 日

千葉県知事 様

発明（考案・意匠の創作・品種の育成）者
所 属
職氏名

譲渡（専用実施権（専用利用権）設定承諾）書

千葉県職員の職務発明等に関する規則第9条（第25条第 項において準用する第9条）
の規定により、千葉県に対し下記の発明（考案・意匠の創作・品種の育成）に係る

特許を受ける権利を
特 許 権 譲渡 します。
専用実施権の設定を承諾

記

発明（考案・創作した意匠・育成した品種）の名称

注 発明（考案・意匠の創作・品種の育成）者が2人以上あるときは、発明（考案・意
匠の創作・品種の育成）者全員の所属、職氏名を連記すること。

(旧)

第四号様式（第九条関係）

年 月 日

千葉県知事 様

発明（考案・意匠の創作・品種の育成）者
所 属
職氏名

譲渡（専用実施権（専用利用権）設定承諾）書

千葉県職員の職務発明等に関する規則第9条（第25条第 項において準用する第9条）
の規定により、千葉県に対し下記の発明（考案・意匠の創作・品種の育成）に係る

特許を受ける権利を
特 許 権 譲渡 します。
専用実施権の設定を承諾

記

発明（考案・創作した意匠・育成した品種）の名称

注 発明（考案・意匠の創作・品種の育成）者が2人以上あるときは、発明（考案・意
匠の創作・品種の育成）者全員の所属、職氏名を連記すること。

(新)

第五号様式（第十一条第二項関係）

年 月 日

千葉県知事 様

発明（考案・意匠の創作・品種の育成）者
所 属
職氏名

個人特許出願（実用新案登録出願・意匠登録出願・品種登録出願）届

下記の発明（考案・意匠の創作・品種の育成）について、千葉県職員の職務発明等に関する規則第11条第1項ただし書（第25条第 項において準用する第11条第1項ただし書）の規定により、発明（考案・意匠の創作・品種の育成）者の名義で特許出願（実用新案登録出願・意匠登録出願・品種登録出願）をしましたので、同条第2項の規定により特許出願（実用新案登録出願・意匠登録出願・品種登録出願）書類（写し）を添えて提出します。

なお、この発明（考案・意匠の創作・品種の育成）については、 年 月 日付けで同規則第5条第1項の規定による勤務に関する発明（考案・意匠の創作・品種の育成）届を提出済みです。

記


- 1 発明（考案・創作した意匠・育成した品種）の名称
- 2 出願年月日
- 3 特許出願（実用新案登録出願・意匠登録出願・品種登録出願）の番号

(旧)

第五号様式（第十一条第二項関係）

年 月 日

千葉県知事 様

発明（考案・意匠の創作・品種の育成）者
所 属
職氏名 

個人特許出願（実用新案登録出願・意匠登録出願・品種登録出願）届

下記の発明（考案・意匠の創作・品種の育成）について、千葉県職員の職務発明等に関する規則第11条第1項ただし書（第25条第 項において準用する第11条第1項ただし書）の規定により、発明（考案・意匠の創作・品種の育成）者の名義で特許出願（実用新案登録出願・意匠登録出願・品種登録出願）をしましたので、同条第2項の規定により特許出願（実用新案登録出願・意匠登録出願・品種登録出願）書類（写し）を添えて提出します。

なお、この発明（考案・意匠の創作・品種の育成）については、 年 月 日付けで同規則第5条第1項の規定による勤務に関する発明（考案・意匠の創作・品種の育成）届を提出済みです。

記

- 1 発明（考案・創作した意匠・育成した品種）の名称
- 2 出願年月日
- 3 特許出願（実用新案登録出願・意匠登録出願・品種登録出願）の番号

(新)

第六号様式（第二十二條第一項関係）

年 月 日

千葉県知事 様

発明（考案・意匠の創作・品種の育成）者
所 属
職氏名

異 議 申 立 書

年 月 日付け 第 号で通知のあった認定（決定）について異議
がありますので、千葉県職員の職務発明等に関する規則第22条第1項（第25条第 項に
おいて準用する第22条第1項）の規定により、異議の申立てをします。

記

- 1 発明（考案・創作した意匠・育成した品種）の名称
- 2 通知を受けた年月日
- 3 理由

(旧)

第六号様式（第二十二條第一項関係）

年 月 日

千葉県知事 様

発明（考案・意匠の創作・品種の育成）者
所 属
職氏名 ㊟

異 議 申 立 書

年 月 日付け 第 号で通知のあった認定（決定）について異議
がありますので、千葉県職員の職務発明等に関する規則第22条第1項（第25条第 項に
おいて準用する第22条第1項）の規定により、異議の申立てをします。

記

- 1 発明（考案・創作した意匠・育成した品種）の名称
- 2 通知を受けた年月日
- 3 理由